

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第三章の二 中間連結包括利益計算書</p> <p>第二節 総則（第七十条の二 第七十条の四）</p> <p>第二節 その他の包括利益（第七十条の五・第七十条の六）</p> <p>第三節 中間包括利益（第七十条の七）</p> <p>第四章 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 その他の包括利益累計額（第七十四条・第七十五条）</p> <p>第四節～第七節（略）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（適用の一般原則）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 評価・換算差額等（第七十四条・第七十五条）</p> <p>第四節～第七節（略）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（適用の一般原則）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作</p>

成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書又は第八十七条の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2・3 (略)

(適用の特例)

成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書又は第八十七条の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2・3 (略)

(適用の特例)

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

一 連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号に掲げる要件を満たすこと。

二 当中間連結会計期間（第三条第二項に規定する期間をいう。以下この号において同じ。）の直前の連結会計年度又は当中間連結会計期間の直前の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二条第三号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が中間連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準によって作成した会社であつて、連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号口及びハに掲げる要件を満たすこと。

2 | 特定会社の子会社が連結財務諸表規則第一条の二第二項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、当該子会社を特定会社とみなして、前項（各号列記以外の部分に限る。）及び第六章の規定を適用する。

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

一 連結財務諸表規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと。

二 当中間連結会計期間（第三条第二項に規定する期間をいう。以下この号において同じ。）の直前の連結会計年度又は当中間連結会計期間の直前の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二条第三号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が中間連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準によって作成した会社であつて、連結財務諸表規則第一条の二第一号口及びハに掲げる要件を満たすこと。

（新設）

(有価証券に関する注記)

第十六条 連結財務諸表規則第十五条の六第一項(第一号、第四号及び第五号を除く。)の規定は、有価証券について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。

(純資産の分類)

第四十四条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

(その他の包括利益累計額の分類及び区分表示)

第四十五条の二 連結財務諸表規則第四十三条の二の規定は、その他の包括利益累計額について準用する。

第三章の二 中間連結包括利益計算書

(有価証券に関する注記)

第十六条 連結財務諸表規則第十五条の六第一項(第一号、第四号及び第五号を除く。)、第三項及び第四項の規定は、有価証券について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、同条第三項中「当連結会計年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項中「当連結会計年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(純資産の分類)

第四十四条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

(評価・換算差額等の分類及び区分表示)

第四十五条の二 連結財務諸表規則第四十三条の二の規定は、評価・換算差額等について準用する。

(新設)

第一節 総則

(新設)

(中間連結包括利益計算書の記載方法)

第七十条の二 中間連結包括利益計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

(新設)

2 中間連結包括利益計算書は、様式第五号の二により記載するものとする。

(中間連結損益及び包括利益計算書)

(新設)

第七十条の三 中間連結包括利益計算書は、中間連結損益及び包括利益計算書(中間連結損益計算書の末尾に本章の規定による記載を行ったものをいう。)を作成する場合には、記載を要しない。

(中間連結包括利益計算書の区分表示)

(新設)

第七十条の四 中間連結包括利益計算書は、少数株主損益調整前中間純利益又は少数株主損益調整前中間純損失、その他の包括利益及び中間包括利益に分類して記載しなければならない。

第二節 その他の包括利益

(新設)

(その他の包括利益の区分表示)

第七十条の五 連結財務諸表規則第六十九条の五の規定は、その他の

(新設)

包括利益について準用する。

(その他の包括利益に関する注記)

第七十条の六 連結財務諸表規則第六十九条の六の規定は、その他の包括利益に関する注記について準用する。

第三節 中間包括利益

(中間包括利益)

第七十条の七 少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額にその他の包括利益の項目の金額を加減した金額は、中間包括利益金額として記載しなければならない。

2 前項に規定する中間包括利益金額については、中間連結財務諸表提出会社の株主に属する金額及び少数株主に属する金額に区分し、その区分ごとの金額を中間連結包括利益計算書の末尾に記載しなければならない。

(中間連結株主資本等変動計算書の区分表示)

第七十二条 中間連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

2 中間連結株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。当該

(新設)

(新設)

(新設)

(中間連結株主資本等変動計算書の区分表示)

第七十二条 中間連結株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

2 中間連結株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。当該

項目及び科目は、当連結会計年度期首の連結貸借対照表及び当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。

第七十三条 株主資本は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2～4 (略)

第三節 その他の包括利益累計額

第七十四条 その他の包括利益累計額は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2 その他の包括利益累計額に記載される科目は、当中間連結会計期間変動額を一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第七十五条 財務諸表等規則第百四条の規定は、評価・換算差額等について準用する。この場合において、同条中「第百条第二項」とあるのは「第七十二条第二項」と、「当事業年度期首」とあるのは「当中間連結会計年度期首」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間

項目及び科目は、前連結会計年度末の連結貸借対照表及び当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。

第七十三条 株主資本は、前連結会計年度末残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2～4 (略)

第三節 評価・換算差額等

第七十四条 評価・換算差額等は、前連結会計年度末残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2 評価・換算差額等に記載される科目は、当中間連結会計期間変動額を一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第七十五条 財務諸表等規則第百四条の規定は、評価・換算差額等について準用する。この場合において、同条中「第百条第二項」とあるのは「第七十二条第二項」と、「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」と、「当事業年度変動額」とあるのは「当中間連結会計期間変動額」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連

連結会計期間末」と読み替えるものとする。

第七十六条 新株予約権は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならぬ。

2 (略)

第七十七条 少数株主持分は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならぬ。

(発行済株式に関する注記)

第七十八条 財務諸表等規則第百六条第一項の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同項第一号中「当事業年度期首」とあるのは「当連結会計年度期首」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。

(自己株式に関する注記)

第七十九条 財務諸表等規則第百七条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一号中「当事業年度期首」とあるのは「当連結会計年度期首」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間

会計期間末」と読み替えるものとする。

第七十六条 新株予約権は、前連結会計年度末残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならぬ。

2 (略)

第七十七条 少数株主持分は、前連結会計年度末残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならぬ。

(発行済株式に関する注記)

第七十八条 財務諸表等規則第百六条第一項の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同項第一号中「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。

(自己株式に関する注記)

第七十九条 財務諸表等規則第百七条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一号中「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間

連結会計期間に」と読み替えるものとする。

(会計基準の特例に関する注記)

第八十八条 指定国際会計基準によって作成した中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準が国際会計基準(連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号二に規定する国際会計基準をいう。以下この条において同じ。)と同一である場合には、国際会計基準によって中間連結財務諸表を作成している旨
- 二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準によって中間連結財務諸表を作成している旨

三 (略)

会計期間に」と読み替えるものとする。

(会計基準の特例に関する注記)

第八十八条 指定国際会計基準によって作成した中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準によって中間連結財務諸表を作成している旨
- (新設)

二 (略)

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第114号）

改 正 案				現 行
様式第四号 【中間連結貸借対照表】	（単位： 円）			様式第四号 【中間連結貸借対照表】
	前中間連結会計期間末 （平成 年 月 日）	当中間連結会計期間末 （平成 年 月 日）	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 （平成 年 月 日）	前中間連結会計期間末 （平成 年 月 日）
				当中間連結会計期間末 （平成 年 月 日）
				前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 （平成 年 月 日）
（略）				（略）
純資産の部				純資産の部
株主資本				株主資本
資本金	× × ×	× × ×	× × ×	資本金
資本剰余金	× × ×	× × ×	× × ×	資本剰余金
利益剰余金	× × ×	× × ×	× × ×	利益剰余金
自己株式	× × ×	× × ×	× × ×	自己株式
株主資本合計	× × ×	× × ×	× × ×	株主資本合計
その他の包括利益累計額				評価・換算差額等
その他有価証券評価差額金	× × ×	× × ×	× × ×	その他有価証券評価差額金
繰延ヘッジ損益	× × ×	× × ×	× × ×	繰延ヘッジ損益
土地再評価差額金	× × ×	× × ×	× × ×	土地再評価差額金
為替換算調整勘定	× × ×	× × ×	× × ×	為替換算調整勘定
.....	× × ×	× × ×	× × ×
その他の包括利益累計額合計	× × ×	× × ×	× × ×	評価・換算差額等合計
新株予約権	× × ×	× × ×	× × ×	新株予約権
少数株主持分	× × ×	× × ×	× × ×	少数株主持分
純資産合計	× × ×	× × ×	× × ×	純資産合計
負債純資産合計	× × ×	× × ×	× × ×	負債純資産合計
（記載上の注意）				（記載上の注意）
（略）				（略）

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第114号）

改正案				現行			
様式第五号 【中間連結損益計算書】				様式第五号 【中間連結損益計算書】			
(単位： 円)				(単位： 円)			
	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
売上高	×××	×××	×××	売上高	×××	×××	×××
売上原価	×××	×××	×××	売上原価	×××	×××	×××
売上総利益（又は売上総損失）	×××	×××	×××	売上総利益（又は売上総損失）	×××	×××	×××
販売費及び一般管理費				販売費及び一般管理費			
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	×××	×××	販売費及び一般管理費合計	×××	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××	×××	営業利益（又は営業損失）	×××	×××	×××
営業外収益				営業外収益			
受取利息	×××	×××	×××	受取利息	×××	×××	×××
受取配当金	×××	×××	×××	受取配当金	×××	×××	×××
有価証券売却益	×××	×××	×××	有価証券売却益	×××	×××	×××
負ののれん償却額	×××	×××	×××	負ののれん償却額	×××	×××	×××
持分法による投資利益	×××	×××	×××	持分法による投資利益	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××	×××	営業外収益合計	×××	×××	×××
営業外費用				営業外費用			
支払利息	×××	×××	×××	支払利息	×××	×××	×××
有価証券売却損	×××	×××	×××	有価証券売却損	×××	×××	×××
持分法による投資損失	×××	×××	×××	持分法による投資損失	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××	×××	営業外費用合計	×××	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××	×××	経常利益（又は経常損失）	×××	×××	×××
特別利益				特別利益			
（削る）				前期損益修正益	×××	×××	×××
固定資産売却益	×××	×××	×××	固定資産売却益	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益合計	×××	×××	×××	特別利益合計	×××	×××	×××
特別損失				特別損失			
（削る）				前期損益修正損	×××	×××	×××

固定資産売却損	× × ×	× × ×	× × ×	固定資産売却損	× × ×	× × ×	× × ×
減損損失	× × ×	× × ×	× × ×	減損損失	× × ×	× × ×	× × ×
災害による損失	× × ×	× × ×	× × ×	災害による損失	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
特別損失合計	× × ×	× × ×	× × ×	特別損失合計	× × ×	× × ×	× × ×
税金等調整前中間純利益(又は税金等調整前中間純損失)	× × ×	× × ×	× × ×	税金等調整前中間純利益(又は税金等調整前中間純損失)	× × ×	× × ×	× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×	× × ×	× × ×	法人税、住民税及び事業税	× × ×	× × ×	× × ×
法人税等調整額	× × ×	× × ×	× × ×	法人税等調整額	× × ×	× × ×	× × ×
法人税等合計	× × ×	× × ×	× × ×	法人税等合計	× × ×	× × ×	× × ×
少数株主利益(又は少数株主損失)	× × ×	× × ×	× × ×	少数株主利益(又は少数株主損失)	× × ×	× × ×	× × ×
中間純利益(又は中間純損失)	× × ×	× × ×	× × ×	中間純利益(又は中間純損失)	× × ×	× × ×	× × ×
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
(略)				(略)			

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第114号）

改 正 案	現 行		
様式第五号の二 【中間連結包括利益計算書】	(新設)		
	(単位： 円)		
	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前連結会計年度の 連結包括利益計算書 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
少数株主損益調整前中間純利益(又は少数株主損益調整前中間純損失)	× × ×	× × ×	× × ×
その他の包括利益			
その他有価証券評価差額金	× × ×	× × ×	× × ×
繰延ヘッジ損益	× × ×	× × ×	× × ×
為替換算調整勘定	× × ×	× × ×	× × ×
持分法適用会社に対する持分相当額	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
その他の包括利益合計	× × ×	× × ×	× × ×
中間包括利益	× × ×	× × ×	× × ×
(内訳)			
親会社株主に係る中間包括利益	× × ×	× × ×	× × ×
少数株主に係る中間包括利益	× × ×	× × ×	× × ×
(記載上の注意)	連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。		

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第114号）

改 正 案				現 行
様式第六号 【中間連結株主資本等変動計算書】				様式第六号 【中間連結株主資本等変動計算書】
	(単位： 円)			(単位： 円)
	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前連結会計年度の要約 連結株主資本等変動計算書 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
				当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
				前連結会計年度の要約 連結株主資本等変動計算書 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
株主資本				株主資本
資本金				資本金
当期首残高	× × ×	× × ×	× × ×	前期末残高
当中間期変動額				当中間期変動額
新株の発行	× × ×	× × ×	× × ×	新株の発行
.....	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×	当中間期変動額合計
当中間期末残高	× × ×	× × ×	× × ×	当中間期末残高
資本剰余金				資本剰余金
当期首残高	× × ×	× × ×	× × ×	前期末残高
当中間期変動額				当中間期変動額
新株の発行	× × ×	× × ×	× × ×	新株の発行
.....	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×	当中間期変動額合計
当中間期末残高	× × ×	× × ×	× × ×	当中間期末残高
利益剰余金				利益剰余金
当期首残高	× × ×	× × ×	× × ×	前期末残高
当中間期変動額				当中間期変動額
剰余金の配当	× × ×	× × ×	× × ×	剰余金の配当
中間純利益	× × ×	× × ×	× × ×	中間純利益
.....	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×	当中間期変動額合計
当中間期末残高	× × ×	× × ×	× × ×	当中間期末残高
自己株式				自己株式
当期首残高	× × ×	× × ×	× × ×	前期末残高
当中間期変動額				当中間期変動額
自己株式の処分	× × ×	× × ×	× × ×	自己株式の処分
.....	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×	当中間期変動額合計
当中間期末残高	× × ×	× × ×	× × ×	当中間期末残高
株主資本合計				株主資本合計
当期首残高	× × ×	× × ×	× × ×	前期末残高
当中間期変動額				当中間期変動額
新株の発行	× × ×	× × ×	× × ×	新株の発行

剰余金の配当	×××	×××	×××
中間純利益	×××	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××
<u>その他の包括利益累計額</u>			
<u>その他有価証券評価差額金</u>			
当期首残高	×××	×××	×××
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の			
当中間期変動額（純額）	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××
繰延ヘッジ損益			
当期首残高	×××	×××	×××
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の			
当中間期変動額（純額）	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××
土地再評価差額金			
当期首残高	×××	×××	×××
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の			
当中間期変動額（純額）	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××
為替換算調整勘定			
当期首残高	×××	×××	×××
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の			
当中間期変動額（純額）	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××
<u>その他の包括利益累計額合計</u>			
当期首残高	×××	×××	×××
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の			
当中間期変動額（純額）	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××
新株予約権			
当期首残高	×××	×××	×××
当中間期変動額			

剰余金の配当	×××	×××	×××
中間純利益	×××	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××
<u>評価・換算差額等</u>			
<u>その他有価証券評価差額金</u>			
前期末残高	×××	×××	×××
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の			
当中間期変動額（純額）	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	×××	×××	×××
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の			
当中間期変動額（純額）	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××
土地再評価差額金			
前期末残高	×××	×××	×××
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の			
当中間期変動額（純額）	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××
為替換算調整勘定			
前期末残高	×××	×××	×××
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の			
当中間期変動額（純額）	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××
<u>評価・換算差額等合計</u>			
前期末残高	×××	×××	×××
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の			
当中間期変動額（純額）	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××
新株予約権			
前期末残高	×××	×××	×××
当中間期変動額			

株主資本以外の項目の当中	× × ×	× × ×	× × ×
間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期末残高	× × ×	× × ×	× × ×
少数株主持分			
当期首残高	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中	× × ×	× × ×	× × ×
間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期末残高	× × ×	× × ×	× × ×
純資産合計			
当期首残高	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額			
新株の発行	× × ×	× × ×	× × ×
剰余金の配当	× × ×	× × ×	× × ×
中間純利益	× × ×	× × ×	× × ×
自己株式の処分	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
株主資本以外の項目の当中	× × ×	× × ×	× × ×
間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期末残高	× × ×	× × ×	× × ×

（記載上の注意）

1 . 2 . （略）

3 . その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

4 . その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

5 . 6 . （略）

株主資本以外の項目の当中	× × ×	× × ×	× × ×
間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期末残高	× × ×	× × ×	× × ×
少数株主持分			
前期末残高	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中	× × ×	× × ×	× × ×
間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期末残高	× × ×	× × ×	× × ×
純資産合計			
前期末残高	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期変動額			
新株の発行	× × ×	× × ×	× × ×
剰余金の配当	× × ×	× × ×	× × ×
中間純利益	× × ×	× × ×	× × ×
自己株式の処分	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
株主資本以外の項目の当中	× × ×	× × ×	× × ×
間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×	× × ×
当中間期末残高	× × ×	× × ×	× × ×

（記載上の注意）

1 . 2 . （略）

3 . 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

4 . 評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

5 . 6 . （略）